



部会・連絡会・支部表彰制度規程

平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、定款第 4 条（10）に基づき、部会・連絡会・支部が設置する表彰制度の設置方法、選考方法等について定めることを目的とする。

(設置方法)

第 2 条 部会・連絡会・支部は、原子力および放射線の平和利用に関し、部会・連絡会・支部にかかわる学術および技術の発展のため、それぞれ独自の創意工夫のもと部会・連絡会・支部表彰制度（以下、「表彰制度」という）を設けることができる。

2 部会・連絡会・支部が表彰制度を設ける場合、名称、趣旨、選考方法等を定めた諸規程を表彰・推薦小委員会に提出し承認を得なければならない。

(選考結果の報告)

第 3 条 部会・連絡会・支部が表彰制度に基づき表彰をおこなった場合、すみやかに各選考過程ならびに選考結果を理事会に報告しなければならない。

(諸経費)

第 4 条 実施のために必要な経費は部会・連絡会・支部が負担するものとする。

(改定)

第 5 条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成 16 年 1 月 27 日 第 459 回理事会制定
- 2 改定履歴
 - ① 平成 23 年 2 月 1 日 第 514 回理事会承認
 - ② 平成 23 年 5 月 31 日 第 516 回理事会承認
 - ③ 平成 25 年 11 月 26 日 第 4 回理事会承認
 - ④ 平成 26 年 1 月 30 日 第 5 回理事会承認
 - ⑤ 平成 28 年 4 月 21 日 第 10 回総務財務委員会起案、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会承認

附則

- 1 平成 23 年 5 月 31 日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。

- 2 平成 25 年 11 月 26 日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。
- 3 平成 26 年 1 月 30 日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。
- 4 平成 28 年 5 月 24 日改定の規程は，平成 28 年 6 月 1 日から施行する。